令和８年度　第１回　保倉区地域協議会

次　第

日時：令和8年4月28日（火）午後６時～
会場：保倉地区公民館　研修室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　題

【報告事項】

・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）について

・地域独自の予算事業の一覧について

【自主的な審議】

・令和8年度の進め方について

４　そ の 他

・次回地域協議会

令和８年　　月　　日（　）午後６時～　保倉地区公民館

５　閉　　会

資料№.1

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）

１　公の施設の適正配置について
２　公の施設の適正管理について
３　公の施設の受益者負担の適正化について

令和８年４月２８日
財務部 資産活用課

上越市
JOETSU CITY

Ⅰ　上越市公共施設等総合管理計画に基づくこれまでの取組

上越市

上越市では、平成27年度に策定した「上越市公共施設等総合管理計画（それ以前は行政改革推進計画等）」に基づく取組として、次の取組を継続的に実施

１　公の施設の適正配置

- 合併前の市町村では、小中学校や行政庁舎などの基礎的サービスを提供する施設、生活の質を向上させる文化・スポーツ施設、地域活性化のための観光・農林水産業施設などをフルセットで整備
- 市町村合併以後、施設の老朽化、利用者数の減少、市民ニーズの変化などを踏まえ、定期的に機能集約による施設の統合や設置目的を達成した施設を休廃止
- 市町村合併時に約1,000あった施設数は、令和7年4月時点で612施設まで減少したが、老朽化や利用者の減少が進む中で、機能集約が進んでおらず未だ多い状況

２　公の施設の適正管理

- 集会施設やスポーツ施設などの開館・閉館時間は、市町村合併時に、原則として合併前上越市の施設を基に統一
- 以後、施設の利用状況等を踏まえ、随時、開館・閉館時間、休館日、管理手法（職員常駐、指定管理者制度の導入）などを見直してきたが、統一的な見直しは進んでいない状況

３　受益者負担の適正化

- 施設の使用料等は合併後3年以内に調整、減免基準は合併前上越市に統一
- 以後、適正な受益者負担になるよう、定期的に見直しを実施しており、今回の見直しはその一環（前回の見直しは令和２年度）

Ⅱ　公の施設に関する現状、問題、対応方針

上越市 JOETSU CITY

現状	問題等
類似施設を多数保有	施設利用の分散 ⇒　施設稼働率の低下 ⇒　維持管理経費の増加
施設の建設から年数が経過	施設・設備の老朽化、施設機能の陳腐化 ⇒　投資修繕・維持管理経費の増加 ⇒　利用者数の減少、使用料等の減少
人口の減少、趣味の多様化	利用者数の減少 ⇒　施設稼働率の低下 ⇒　使用料等の減少
物価高騰、労務費上昇	投資修繕・維持管理経費の増加
市財政状況の悪化	一般財源の減少 ⇒　全ての施設を維持するのは困難
受益者負担の不均衡	維持管理経費に対する受益者負担割合の低下 ⇒　施設未利用の市民を含む税負担の増 減免適用の拡充による利用者間負担の不均衡 ⇒　減免利用と非減免利用の差の拡大
施設面でのまちづくりの不透明	残す施設（機能）ではなく、廃止する施設を検討 将来的に存続する施設（機能）が不明確 適正配置等の取組に対する市民感情への配慮
働き方改革の推進	施設管理従事者への配慮 ⇒　週休１日以下の施設も多数ある

対応方針

【公の施設の適正配置】

・基礎的サービス施設（集会施設やスポーツ施設等）
…施設機能の集約、休廃止

・政策的サービス施設（温浴・宿泊施設、観光施設や農業体験施設等の地域振興施設等）
…設置効果が低下している施設等を休廃止

※将来的に必要な施設は存続するまちづくりの観点での取組（地域振興・コミュニティの維持に留意）

【公の施設の適正管理】

・開館時間や休館日の見直し
・管理人常駐の見直し

【公の施設の受益者負担の適正化】

・使用料等の見直し
・減免基準の見直し

Ⅲ　公共施設等総合管理計画に基づく取組

上越市 JOETSU CITY

人口減少など社会経済情勢が変化する中にあって、本市では類似施設を多数保有しているほか、類似のサービスを提供する民間施設の進出等により、当初の目的と異なる利用実態となっている施設や、有効な利活用に至っていない施設を抱えており、また、その対応策が十分に図られていないことから、「将来負担の軽減」を念頭に、次の視点を持って取り組むこととする。

- 市民ニーズ（利用動向・利用実態）を踏まえつつ、施設（建物）の性能だけではなく、施設の本来目的・サービス・機能に着目し、人口や財政規模などを考慮した最適な量と質の確保の観点から、将来の施設面でのまちづくり（施設配置の在り方）を見据えた適正配置を行う。
  【公の施設の適正配置】
- 老朽化等により施設の機能維持が困難になった場合や地域社会の状況変化によって施設の必要性が著しく低下した場合は、その時点で関係者と協議し、改めて施設の方向性を検討する。
  【公の施設の適正配置】
- 存続させる施設については、利用実態にあわせた開館時間や休館日の設定、施設職員の常駐の必要性を検討し、サービスの低下を最小限に抑えた上で、最大限の効率的な管理運営を行う。【公の施設の適正管理】
- 施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われているが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行う。
  【公の施設の受益者負担の適正化】

【公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）】

上越市 JOETSU CITY

１　公の施設の適正配置

使い続ける施設や機能を検討。残すべき機能でも可能な限り使い続ける施設に集約。使い続けない施設は休廃止や民間の利活用を検討。総合管理計画に基づく取組により、使い続ける施設の長寿命化等に要する費用を捻出

⑴　令和８年度

前期計画（令和３年度～７年度）で取組が遅延の施設の休廃止を検討

⑵　後期計画（令和９年度～12年度）

政策的サービス施設を中心に、基礎的サービス施設であっても当初の設置目的と異なる施設や有効な利活用に至っていない施設のほか、市民にとって必需性が相対的に低く、財政寄与度が大きい施設（現在及び将来的に経費負担が大きい施設、費用対効果が低い施設、市街化区域内にあり民間利活用が可能な施設など）を抽出し、休廃止等を検討

⑶　次期適正配置計画（令和13年度以降）

将来（20年後）を見据えた基礎的サービス施設の抜本的な機能集約

検討に当たっては、令和９年度以降に地域の皆さんと複数年かけ、十分な協議を行い、各地域の将来を見据えて使い続ける施設や機能集約を検討

【公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）】

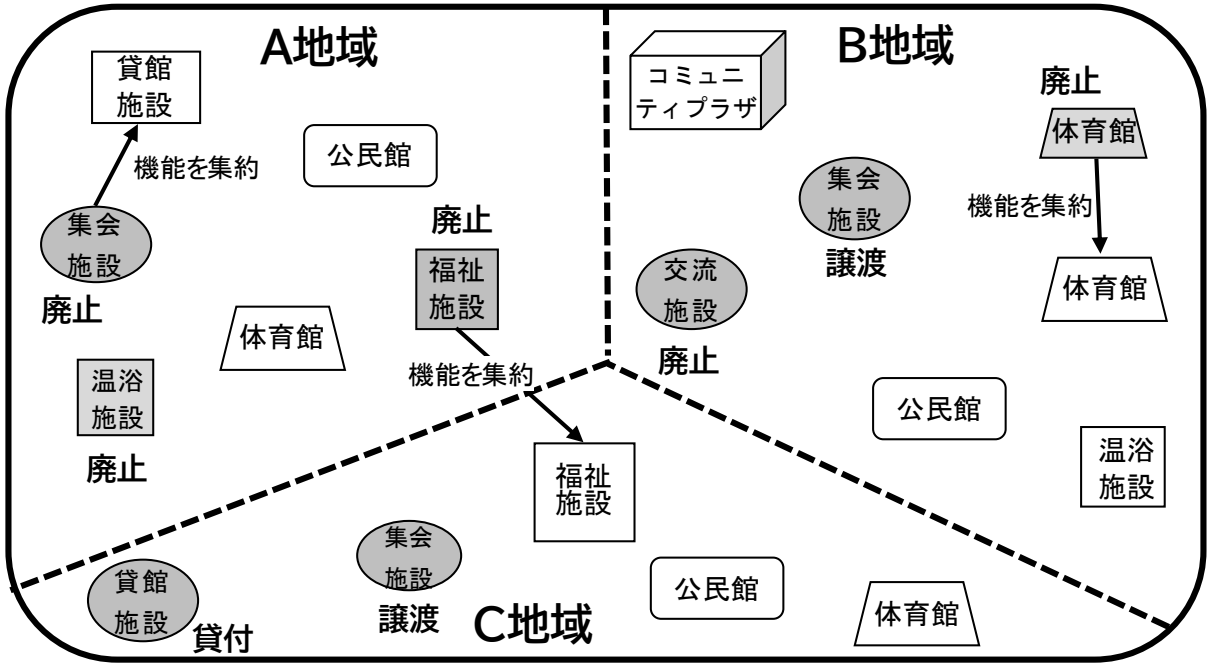
上越市 JOETSU CITY

「第4次上越市公の施設の適正配置計画（令和3年度～令和12年度）」における配置バランスの（圏域別の配置を検討）のイメージ

施設の適正配置を検討するに当たっては、施設の用途や機能、利用圏域（施設の利用者の居住地域）等を踏まえ、該当するカテゴリーの各施設を「広域拠点施設」、「市域拠点施設」、「地域圏拠点施設」、「生活圏拠点施設」、「コミュニティ圏拠点施設」に区分します。

また、それぞれの区分において、各カテゴリーにおける施設の配置バランスの検討を行います。

「地域圏拠点施設」及び「生活圏拠点施設」については、地域のまとまりや居住状況のほか、カテゴリーごとの施設の配置状況等を踏まえ地域区分を設定します。



【公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）】

上越市 JOETSU CITY

２　公の施設の適正管理

利用実態（需要）にあわせた施設の開館時間や休館日、管理手法の見直し（サービス水準の低下の回避や管理運営に従事する施設職員等の時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得などの働き方改革を考慮）

- 施設の開館時間は９時～21時を基本とする。屋外施設は日の出から日没までを基本とする。
- 休館日は週休２日、最低でも週休１日を基本とする（近隣の施設と休館日の設定をずらし、一定のエリアで利用可能な施設があるように配慮）。
- 平日昼間や夜間などの稼働率が低い時間帯や、冬期間等の閑散期は、休館を検討する。
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討する。

３　公の施設の受益者負担の適正化

⑴　使用料等の見直し（医療費や保育料等、法令で定められているもの等は除く。）

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づく定期的な使用料等の見直し（激変緩和は原則1.5倍以内、貸館施設やスポーツ施設などの基礎的サービス施設は、利用者の負担増に配慮し1.1～1.2倍）

- 市内の同種同様の機能を有する施設で価格差が大きい場合は、平準化も検討する。
- ただし、前項の市内施設の平準化や他市町村の類似施設の使用料との価格差が大きい場合などは、これを超える改定額の設定も検討する。

⑵　減免基準の見直し

適正配置、適正管理、使用料等の見直しを踏まえ、関係者（減免対象者）と協議を開始

Ⅳ　三つの取組（令和9年度開始）のスケジュール（案）

上越市 JOETSU CITY

		適正配置	適正管理	使用料
令和7年度	R8.2	市議会所管事務調査で各取組の基本的な考え方を説明		
	R8.3～	地域協議会や利用者向けに基本的な考え方を説明		
令和8年度	R8.4～	関係者と協議		
	R8.7～		地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8.9～	地域協議会へ説明	条例改正議案を提案	条例改正議案を提案
	R8.10～		利用者への周知	利用者への周知
	R8.12～	市議会所管事務調査で 計画案を報告 パブリックコメント		
	R9.2	市議会所管事務調査で 後期計画を説明		
令和9年度	R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

※令和8年度予算は、令和8年第2回（3月）上越市議会定例会での議決をもって成立しました

令和8年度地域独自の予算事業　地域自治区別事業一覧表

※実施主体と提案団体が異なる場合は、「実施主体」欄に括弧書きで提案団体名を記載している。
※「自己負担額」欄には、補助事業における実施団体の自己負担額を記載しており、市の直営事業の場合、「－」を記載している。

区名		事　業　名	実施主体	総事業費（①）（千円）	予算額（②）（千円）	自己負担額（①-②）（千円）	歳出科目		
							目名称	事業名	担当課
保倉区									
	1	保倉地区早朝ラジオ体操事業	保倉まちづくり振興会	125	112	13	地域振興費	地域振興事業	地域政策課
	2	保倉地区環境美化事業	保倉まちづくり振興会	239	214	25	みどりのまち推進費	みどりのまち推進事業	都市整備課
	3	直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業	直江津東地域学園運営協議会	530	477	53	事務局費	コミュニティ・スクール事業	学校教育課
	4	青野「剣の舞」復活事業	青野芸能保存会	94	83	11	文化財保存調査費	歴史文化推進費	文化行政課
	5	えちご・くびき野100ｋｍマラソン保倉区応援活動事業	保倉まちづくり振興会（提案団体：保倉区地域協議会）	62	42	20	体育振興費	一般スポーツ活動推進事業	スポーツ推進課
	6	スカットボール大会	保倉まちづくり振興会	50	34	16	老人福祉費	生きがいと健康づくり推進事業	高齢者支援課
			計　6件	1,100	962	138			

参考No.1

令和8年度保倉区地域協議会の進め方

■令和7年度第5回地域協議会（R8.2.5）の振返り

・消防団・体育委員との懇談会等でせっかく意見を聞いたのだから、その方々の意見をできるだけ反映できるような形でR8取組めたらいい
・若い人たちの意見と地域協議会委員の意見はそれほど大きなズレはない
・やってみると地域のイベントの価値がわかる
・ある程度役割を持たせて、出てきてもらうことも必要

■令和7年度実績と令和8年度の主な予定

時期	令和7年度実績	令和8年度予定
	地域の声を聞く(懇談会開催) ⇒新規イベント「歩こう会」挑戦	個別イベント育てる・継続【各論】 ⇒地域の次の世代を育てる見直し【総論】
４月	4/30第1回地域協議会 健康福祉関係者との懇談会準備	4/28(火)第1回地域協議会 ・ラジオ体操、100キロマラソン応援について →昨年、懇談で出た意見の取り込み ・各町内子ども会役員との懇談会準備
５月	小学校スポーツフェスティバル →地域種目の復活 5/29健康福祉関係者との懇談会	5/28(木) ・地域自治について報告（地域政策課） ・各町内子ども会との懇談会準備
６月	6/24第2回地域協議会 健康福祉関係者との懇談会振返り	・子ども会役員との懇談会 （情報交換と、ラジオ体操等の参加促進）
７月	7/24第3回地域協議会 地域の声（子育て世代・健康福祉）まとめ 令和8年度地域独自の予算提案検討	・ラジオ体操、100キロマラソン応援について
８月	8/3早朝ラジオ体操 ・「歩こう会」参加申込開始	★8/2早朝ラジオ体操
９月	9/25「北諏訪まちづくり振興会」視察	(案)9/12「谷浜・桑取区地区別まちづくり推進事業」視察
１０月	10/11「歩こう会」実施 10/23第4回地域協議会 北諏訪視察・歩こう会振返り	★10/11 100キロマラソン応援事業実施
１１月	11/25消防団・体育委員との懇談会	★スカットボール大会
１２月		～令和9年度～第5期地域協議会最終年度 地域の次の世代を育てる見直し （各団体・役割・役職の整理） イベント同日実施の調整等
１月		
２月	2/5第5回地域協議会 消防団・体育委員との懇談会振返り	
３月	委員交代手続き	

令和7年度保倉区地域の声(子育て世代・健康福祉関係者・消防団、体育委員との懇談会)まとめ

第5回保倉区地域協議会(R8.2.5)
資料№3

(子)　：R6.12.11 子育て世代
(健福)：R7. 5.29 健康福祉関係者
(消体)：R7.11.25 消防団・体育委員

顔の見える関係で、安心して心地よく保倉で暮らしたい！
災害多発の中で、地域コミュニティが命を守る！

○集う（つどう）難しさ、率直な気持ち

・地域の人たちが集まり、一体感を感じられる機会が少なくなっている(健福)
・人とのつながりが薄れている(健福)
・今の子ども達は地域行事に行かないのが当たり前(子)
・地域の事をあまり知らない。関心が低い(子)
・今の時代の土日の過ごし方はそれぞれ（健福)
・30-40代の人の意向が分からない(健福)
・これまでのバレーボール等は人数集めが負担で辞めてしまった（健福)
・町内会から要請があり、体育委員だから参加した(消体)
・体育委員の仕事が分からない。役がなければいかない(消体)
・集まる目玉がほしい。独身や子育てが終わった世代は参加しない。(消体)
・地域行事の運営側に回れるかというと、苦に感じる
・コロナで各取組が中止となり、
1回途絶えて再度やるとなるとハードルが高い(健福)
・郷土芸能の後継者がいない（健福)
・関係者を中心に人集めを行い、できる範囲でまずは楽しく行う(健福)
・地域外の参加者を取り込む（消体)
・町内会から〇人選出より、当日参加者が紅白に分かれて実施する(消体)

○集う（つどう）を求める声、つながる意味

・子育て世代には(特に嫁いできた女性には)学校の行事が、
数少ない地域との接点（子)
・集まることが情報交換になる(健福)
・関わらないとどんな人が住んでいるのかも分からない(健福)
・隣近所や町内会で遠慮せずに助け合える関係を築きたい(健福)
・大勢の人が集まって一体となって取組むことは気持ちがいいこと(消体)
・顔を合わせたつながり作りが災害対策であり、地域貢献(消体)
・1つのことを皆でやる体験、多くの人が参加するイベントを継続し、
定着させ、次の世代に引き継ぐ(健福)
・地域行事に大人が携わる姿を子に見せる。楽しさを経験させる(健福)
・楽しんでいる人の姿を見ることで、自分たちも楽しくなる(消体)

・学校行事なら参加しやすい(子)
・子育て世代は学校行事に夫婦で参加する。
若い人は協力しないのではなく、子どもの為なら動く（健福)
・子どもを集めないと大人は来ない(子)
・子どもの意見も聞いてほしい(子)(消体)
・子どもが喜ぶことをやってみる(健福)
・外孫が参加しても楽しい企画(健福)
・子どもたちが持っているエネルギーを発揮してもらうことで、
地域が元気を感じる(消体)

◆子ども(保倉小学校)を真ん中に集う 親も子も地域に関わる入口

◆地域の次の世代を育てる (ALLほくら・保倉地区の維持)

・次の世代にやってほしいとバトンを渡す。
少しずつ関わってもらい、場数を踏む(健福)
・消防団は消防団員を増やすために、地域の行事にも協力する(消体)
・行事に関わる人たちの歴史が、組織としてやらなければいけない
意識を生み出す(消体)
・ある程度の強制力は必要。参加要請は嫌な思いもするが、
そうすることで人が集まる(消体)
・労いの場で、本音で語り関係づくり(消体)
・人の集め方、慰労会の考え方、担当兼務、役職の精査(消体)

関係づくり・交流
共通の体験・思い出

イベントを育てて継続させる
若い世代の関わり、組織見直し
楽しんでいる姿の共有

活動する、参加する人が
楽しいと思うことを実践する

組織運営、各団体の巻き込み

関係づくり・交流
共通の体験・思い出

◆令和の地域情報のあり方

・子どもや孫がいないから関係ないとならないように(健福)
・参加できなくても、みんなが知っていることが大事(健福)
・地域で今、何をしようとしているのかを見えるようにする(健福)
・インターネットを活用した意見募集や情報発信を検討してほしい(子)
・小学校のスポフェスで地域種目があったことは知らなかった(健福)
・成功体験をPRする。時には地域の人に寄稿してもらう(消体)

◆暮らしに直結する地域活動 (町内会活動の維持)

・町内会や子ども会には参加したい(子)
・保倉全体で考えるより、
町内会活動が身近で関心が高い(健福)

～具体的に動いていく～
早朝ラジオ体操
歩こう会(ミニ運動会)
100キロマラソン応援

○暮らしの中での心配事(孤立する人たちへの手の差し伸べ方)

・高齢者・一人暮らしの見守り(健福)

・高齢独居でゴミ出しにサポートが必要な人がいる(健福)

・安全に関して、
防犯対策、災害対策、交通安全、インフラ整備が課題　(子)(健福)

・車がないと生活できない(子)
・子どもが一人で自転車でででかけることも難しい(子)

・子どもが安全に集まって過ごせる場所があると助かる(子)